

貨物自動車運送事業者の許可の取消処分

関東運輸局自動車運送事業安全管理室

No	事業者名	主たる事務所の位置	営業所の名称及び位置	処分年月日	行政処分の内容	違反条項	違反行為の概要
1	中日海運 株式会社 (旧：株式会社 中日ロジ)	東京都港区 港南5-4-38	本社営業所 東京都港区 港南5-4-38 松岡品川埠頭ビル204号室	平成28年5月24日	貨物自動車運送 事業法第33条 の規定に基づく 許可取消処分	貨物自動車運送 事業法第17条 1項及び第3項 他	輸送の安全